

アダプトプログラム（公共施設の里親制度）実施要領

1 目的

市民にとって身近な公共空間である道路、河川、公園・緑地等の美化及び保全について、都市環境に対する市民意識の高揚を図るとともに、ボランティアの支援、育成を行なうことにより、市民との協働による住み良いまちづくりを推進するものである。

2 実施施設の範囲及び里親の活動内容

(1) 実施施設の範囲

実施施設の範囲は、道路、河川、公園・緑地及び公共施設の花壇とする。

ただし、歩車道が分離されている道路の車道及び中央分離帯等、実施上、各施設の管理者が危険と判断するところは対象外とする。

(2) 里親の活動内容

清掃（空き缶や散乱ゴミ等の収集を含む。）、除草、灌水又は花の植え付けとする。

3 里親対象者の範囲

対象者の範囲は、市内に在住し、在勤し、又は在学する者で中学校卒業以上の者及び市内の各種団体等（法人又は責任者の監督下の児童・生徒を含む。）とする。

ただし、次に該当する場合は対象外とする。

(1) 自宅の敷地前だけの清掃等を行う者

(2) 対象業務を1月当たり概ね1回以上実施することができない個人又は団体

4 運営方法及び各課の役割分担等

(1) 運営方法

ア 事務局担当課は、花と緑の推進課とする。

イ アダプト対象施設を管理する課等をアダプト担当課とする。

ウ アダプト担当課はアダプト担当者を定め、アダプト希望者からの里親届の受理、合意書の作成を行うとともに、取りまとめ決裁しアダプト希望者に合意書を送付する。

エ 児童館等の施設は、施設を管理する課等の責任で施設の職員を指導する。

(2) 各課の役割分担

対象施設を管理するアダプト担当課等は、事務局と緊密な連携を図るとともに、里親が円滑に事業を実施できるよう支援するものとする。

5 実施施設及びアダプト担当課並びに事務の流れ

(1) 実施施設及びアダプト担当課 別紙1のとおり

(2) 事務の流れ 別紙2のとおり

6 実施要綱 別紙3のとおり

7 活動マニュアル 別紙4のとおり

8 登録者への支援

(1) 支給物品 軍手、腕章、指定袋

(2) 実施表示 アダプトサインの設置（団体登録者で設置を希望する者）

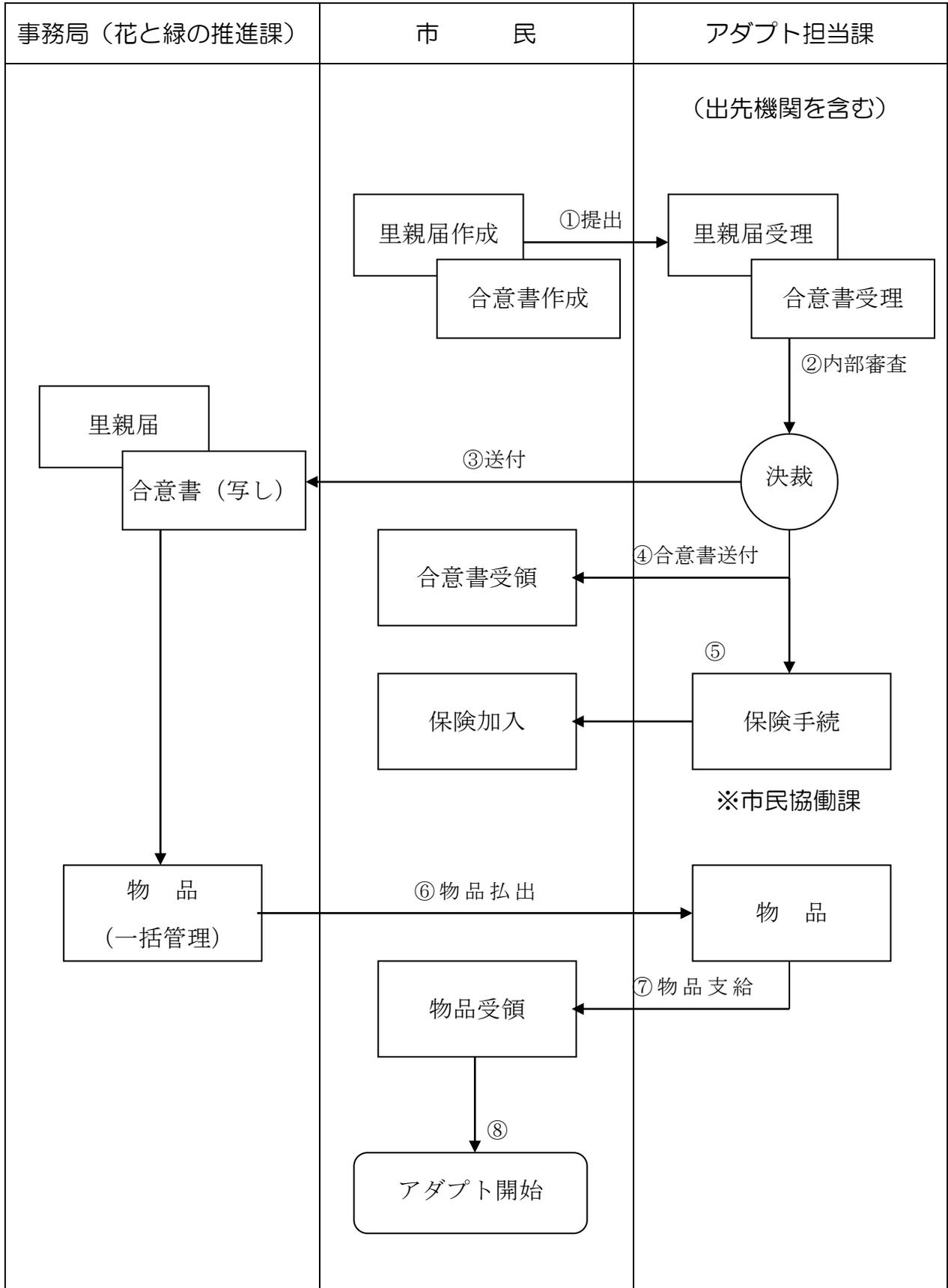
(3) 保険 東海市社会活動災害補償保険を適用する。

実施施設及びアダプト担当課一覧表

施設名	区分	担当課	実施内容	備考
国縣市道路	道路	土木課	清掃、除草、灌水、花植え	
2級・準用河川	河川	土木課	清掃、除草、灌水、花植え	
都市公園	公園	花と緑の推進課	清掃、除草、灌水、花植え	
緑地	緑地	花と緑の推進課	清掃、除草、灌水、花植え	
道路脇花壇	花壇	花と緑の推進課	清掃、除草、灌水、花植え	
市役所	花壇	検査管財課	清掃、除草、灌水、花植え	
敬老の家	花壇	高齢者支援課	清掃、除草、灌水、花植え	
保育園	花壇	幼児保育課	清掃、除草、灌水、花植え	
児童館	花壇	女性・子ども課	清掃、除草、灌水、花植え	
ちびっこ広場	花壇	女性・子ども課	清掃、除草、灌水、花植え	
あすなろ学園	花壇	幼児保育課	清掃、除草、灌水、花植え	
しあわせ村 (健康推進課管理地)	花壇	健康推進課	清掃、除草、灌水、花植え	
農業センター	花壇	農務課	清掃、除草、灌水、花植え	
勤労センター	花壇	商工労政課	清掃、除草、灌水、花植え	
清掃センター	花壇	清掃センター	清掃、除草、灌水、花植え	
市営住宅	花壇	建築住宅課	清掃、除草、灌水、花植え	
中心街整備事務所	花壇	中心街整備課	清掃、除草、灌水、花植え	
小・中学校	花壇	学校教育課	清掃、除草、灌水、花植え	
学校給食センター	花壇	学校教育課	清掃、除草、灌水、花植え	
公民館	花壇	社会教育課	清掃、除草、灌水、花植え	
市民館	花壇	社会教育課	清掃、除草、灌水、花植え	
文化センター	花壇	社会教育課	清掃、除草、灌水、花植え	
上野公民館	花壇	社会教育課	清掃、除草、灌水、花植え	
体育館	花壇	スポーツ課	清掃、除草、灌水、花植え	
加木屋運動公園	花壇	スポーツ課	清掃、除草、灌水、花植え	
元浜スポーツ広場	花壇	スポーツ課	清掃、除草、灌水、花植え	
平洲記念館	花壇	社会教育課	清掃、除草、灌水、花植え	
農道	道路	農務課	清掃、除草	
農業用排水路	河川	農務課	清掃、除草	
芸術劇場	花壇	管理課	清掃、除草、灌水、花植え	
図書館	花壇	中央図書館	清掃、除草、灌水、花植え	

※ 上記以外の施設についても、市民からの要望があれば、施設管理担当課において対応できるものとする。

アダプトプログラム（里親届からアダプト開始まで）の流れ図



東海市アダプトプログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身近な公共空間である道路、河川、公園、緑地及び公共施設の

の
花壇（以下「公共施設」という。）の美化及び保全について、市民が里親となってボランティアで活動するアダプトプログラム（公共施設の里親制度）の実施に関し必要な事項を定めることにより、都市環境に対する市民意識の高揚を図り、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(届出)

第2条 公共施設の里親になろうとする者又は団体の代表者は、活動しようとする公

共施設の区域を定め、市長に里親届（様式第1）を提出しなければならない。

2 里親になった団体の構成員に変更があった場合は、市長に里親変更届（様式第2）を提出しなければならない。

3 里親になった者又は団体がこれを辞退する場合は、市長に里親辞退届（様式第3）を提出しなければならない。

(合意書の取り交わし等)

第3条 市長は、前条の規定により里親届の届出があった場合において、その内容を適当と認めたときは、その者又は団体の代表者と合意書（様式第4）を取り交わすものとする。

2 前項の合意書を取り交わした者は、適時、次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 東海市社会活動災害補償保険に係る書類

(2) その他必要な書類

(里親の活動内容)

第4条 里親が行う公共施設における美化及び保全活動の内容は、次に掲げるもののうちから里親が届け出たものとする。

(1) 清掃（空き缶や散乱ゴミ等の収集を含む。）

(2) 除草、灌水又は花の植え付け

(3) その他必要な活動

- 2 回収した可燃ゴミ、不燃ゴミは、それぞれの指定袋に入れその地域の収集日の日にゴミ集積場所に出すものとする。ただし、これにより難しい場合は、市長の指示する方法により処理するものとする。

(市の役割)

第5条 市長は、里親が行う活動に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 美化及び保全活動に必要な物品の支給
 - (2) アダプトサインの設置
 - (3) 東海市社会活動災害補償保険の適用
 - (4) その他活動に必要な事項
- 2 前項第2号で規定するアダプトサインの設置については、設置を希望する団体（3人以上）に対して適用する。
- 3 第3条の合意書において、市民が里親として活動する公共施設の管理者が、東海市以外の者であるときは、市長は、当該公共施設の管理者へその旨を通知し、事前にその承諾を得るものとする。

(庶務)

第6条 公共施設のアダプトプログラムに関する庶務は、都市建設部花と緑の推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公共施設のアダプトプログラムの実施に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年8月16日から施行する。

里親活動マニュアル【道路・河川・緑地・花壇編】

☆ 活動の内容（処理方法）

- 1 美化活動により収集したゴミ及び資源について
 - (1) 紙くず、木くず、吸殻、ペットボトル、プラスチック製容器包装などの可燃ゴミ及び空き缶、空きびん、割れたガラスなどの不燃ゴミは、家庭ゴミとして定められた曜日に出してください。

なお、空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、空きびんを資源として分別収集（拠点収集・常設会場）又は集団回収に出す場合は、水洗いした後に出してください。
 - (2) 草や落ち葉などの可燃ゴミは、家庭ゴミとして定められた曜日に出してください。ただし、大量になる場合は、施設を管理するアダプト担当課までご相談ください。
 - (3) 活動区域に放置してある回収できない次の廃棄物については、施設を管理するアダプト担当課までご連絡ください。
 - ア 犬・猫などの動物の死骸
 - イ 放置自転車・自動車などの大型廃棄物
 - ウ その他処理できない廃棄物
- 2 灌水について

さつき、つつじ、アベリアなどの道路に植えてある樹木等に、必要に応じて水(風呂の残り水等)をやってください。
- 3 情報提供について

活動区域に次のような事項がありましたら、施設を管理するアダプト担当課までご連絡ください。
 - ア 道路、緑地、花壇の関連施設の破損
 - イ 街路樹等の損傷
 - ウ その他
- 4 その他必要な活動について

市と協議して決定します。

☆ 活動の条件

- (1) 活動回数は、月 1 回以上を原則とし、里親の方が活動できる範囲でお願いします。
- (2) 日の出前、日没後、霧や雨で視界の悪いとき以外の天気の良い日に活動してください。
- (3) 交通量の多い道路では、交通安全上問題がありますので、幼児等の子供連れでの活動は行わないでください。
- (4) 児童・生徒が活動の主体となる場合は、責任者(保護者、教諭等)の監督の下に行ってください。

☆ 東海市社会活動災害補償保険の加入

市では、里親の皆さんが活動中にケガをされた場合や活動中に第三者に損害を与えた場合のために、「社会活動災害補償保険」に加入していますので、万が一、事故等が発生しましたら、直ちに施設を管理するアダプト担当課までご連絡ください。

☆ 里親の変更又は辞退

里親に変更が生じた場合又は里親を辞退される場合は、施設を管理するアダプト担当課にご相談のうえ、里親変更届又は里親辞退届をご提出ください。

里親活動マニュアル【公園編】

☆ 活動の内容（処理方法）

1 美化活動により収集したゴミ及び資源について

次のように分別して、公園内の指定場所に出してください。

- (1) 紙くず、木くず、吸殻、ペットボトル、プラスチック製容器包装、草、落ち葉などは可燃ゴミ。

空き缶、空きびん、割れたガラスなどは不燃ゴミ。

なお、空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、空きびんを資源として分別収集（拠点収集・常設会場）又は集団回収に出す場合は、水洗いした後に分別して出してください。

- (2) 活動区域に放置してある回収できない次の廃棄物については、施設を管理するアダプト担当課までご連絡ください。

ア 犬・猫などの動物の死骸

イ 放置自転車・自動車などの大型廃棄物

ウ その他処理できない廃棄物

2 情報提供について

活動区域に次のような事項がありましたら、施設を管理するアダプト担当課までご連絡ください。

- (1) 遊具や関連施設の破損
(2) 樹木の損傷
(3) その他

3 その他必要な活動について

市と協議して決定します。

☆ 活動の条件

- (1) 活動回数は、月1回以上を原則とし、里親の方が活動できる範囲でお願いします。
- (2) 日の出前、日没後、霧や雨で視界の悪いとき以外の天気の良い日に活動してください。

(3) 児童・生徒が活動の主体となる場合は、責任者(保護者、教諭等)の監督の下に行ってください。

☆ 東海市社会活動災害補償保険の加入

市では、里親の皆さんが活動中にケガをされた場合や活動中に第三者に損害を与えた場合のために、「社会活動災害補償保険」に加入しますので、万が一、事故等が発生しましたら、直ちに施設を管理するアダプト担当課までご連絡ください。

☆ 里親の変更又は辞退

里親に変更が生じた場合又は里親を辞退される場合は、施設を管理するアダプト担当課にご相談のうえ、里親変更届又は里親辞退届をご提出ください。